

生徒・保護者のみなさんへ

京都市立西京高等学校
校長 岩佐峰之

台風等災害に対する非常措置についてのおしらせ

本校においては、台風等により京都市（テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「**特別警報**（大雨、暴風など6種類）」又は「**暴風警報**」が発表された場合や**震度5弱**以上の地震が発生した場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 特別警報について

- 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合せ、自宅待機とする。
- 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取る。

前日の午後9時現在発表中で

- 午前0時までに解除になった場合、第5限（午後1時20分）から始業。
- 午前0時現在、特別警報発表中の場合、臨時休業とする。

2 暴風警報について

※学校所在地（中京区西ノ京東中合町）に「避難指示」等が発令されている場合もこれに準じます。

- 午前6時30分現在「暴風警報」発表中の場合、及びそれ以降に発表された場合は、自宅待機とする。
- 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取る。

暴風警報解除の時刻等	措置
午前6時30分までに解除になった場合	平常授業
午前8時30分までに解除になった場合	午前10時50分より第3限の授業開始 (午前10時30分よりSHR)
午前10時30分までに解除になった場合	午後1時20分より第5限の授業開始 (午後1時よりSHR)
午前10時30分現在、警報発表中の場合	臨時休業

備考

- 「**大雨警報**」や「**洪水警報**」が発表中であっても、原則として、授業は平常通り行われます。しかし、状況の推移により生徒の安全確保のための必要な措置をとることもあります。
- 始業以降に「暴風警報」・「特別警報」が発表された場合には、協議の上、生徒の安全確保のための必要な措置をとります。
- 「暴風警報」・「特別警報」発表中は、部活動もできません。
- 休日に土曜講座、模擬試験等が行われる場合は上記に準じます。

■ 定期考查実施日の措置

- 定期考查実施日に「特別警報」・「暴風警報」が発表された場合も、上記に準じた措置をとります。
- 解除になった場合には、上記の規定にしたがってショートホームルームに出席し、考查時間についての指示を受けてください。
- 定期考查実施日が臨時休業になった場合、その日の考查は、考查最終日の翌日に延期します。臨時休業となった日の翌日以降の考查は、予定通りの日程で実施します。

※「京都市」地域に「特別警報」・「暴風警報」が出ていないても、自分の居住地域に「特別警報」・「暴風警報」・「避難指示」等が出ている場合は、登校を控えてください。
その他上記に当てはまらない場合でも校長がやむを得ないと判断した場合は欠席について配慮することがありますので、危険を感じる時は自分の命を守る行動を取ることを常に最優先してください。

3 地震について

震度5弱以上の地震が発生した時は、下記の通りの措置をとる。

登校前に発生した場合

1. **震度5弱**以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とする。
 - 下校後、午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業とする。
 - 午前0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業とする。
 - 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として**休業明けの登校日**を臨時休業とするが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡する。
2. 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校から連絡する。

在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、生徒の安全確保のために必要な措置をとる。不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこととする。

上記の内容は生徒手帳（デジタル版）にも記載されています。